

第2回宮崎県メディカルバレー推進事業募集要領

宮崎県メディカルバレー推進プラットフォーム事務局
(宮崎県食品・メディカル産業推進室)

1 事業の目的

本事業は、東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連機器産業の一層の集積を目指している中で、医療関連機器産業への参入、医療関連機器の開発・改良及び販路開拓の取組を加速化するため、宮崎県メディカルバレー推進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）によって認定された事業（以下、「宮崎県メディカルバレー推進事業」という。）を重点的に支援することを目的とします。

2 申請者の要件

宮崎県メディカルバレー推進事業の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他認定が適当でないとプラットフォーム事務局（以下、「事務局」という。）が認める者でないこと。

3 認定の流れ

- (1) 認定を希望する申請者は、「宮崎県メディカルバレー推進事業認定申請書」を事務局に提出
- (2) 認定審査会による審査
 - ① 書面審査
 - ② 申請者によるプレゼンテーション審査
- (3) 認定及び認定通知書の交付

4 認定申請について

(1) 対象事業

認定対象となる事業は、上記2の申請者による医療関連機器産業への参入、医療関連機器の開発、改良、販路開拓等の取組です。

【申請対象となる取組例】

① 参入を目指す取組

- ・ 自社技術を生かした医療関連機器開発

- ・ 自社技術を生かした部材供給受注
- ・ 医療関連機器産業における自社技術の活用を具体的にイメージした上での商談会、マッチング会等への出展

② 開発に関する取組

- ・ 製品開発に係る試作品作製
- ・ 製品開発に必要な機器の購入
- ・ 製品開発に伴う評価・分析

③ 改良に関する取組

- ・ 新たなニーズに対応するための既存製品の改良

④ 上記①～③に関連する取組

- ・ 開発機器・製品に関する研究・市場性調査
- ・ 医療機器製造業の登録や医療機器製造販売業等の認可取得
- ・ 開発機器・製品に係るPMDA等への相談
- ・ 開発機器・製品に係る展示会等への出展
- ・ 開発機器・製品に係るPR資材の作製

(2) 事業計画に係る要件

① 計画期間は1年以上であること。

② プラットフォームによる支援をより効果的なものとするため、計画の実現に向けた行程が具体的に示されていること。

(3) 認定審査基準

審査に当たっては、次の点を総合的に勘案して審査を行います。

- ① 意欲と期待度
- ② 独自性・優位性・戦略性
- ③ 市場性
- ④ 課題分析
- ⑤ 事業の実現性

※ 医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号第2条第4項にいう医療機器に相当するもの）に関連する事業については加点します。

(4) 申請期間

令和5年3月10日（金）から令和5年4月21日（金）まで

(5) 提出書類

下記の書類を電子メール、郵送または持参により、食品・メディカル産業推進室まで提出してください。持参される場合、受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分となります。

- ① 申請書かがみ
- ② 事業計画書
- ③ 役員一覧表
- ④ 法人登記簿謄本の写し【個人事業主の場合は開業届又は所得税確定申告書の写し】
- ⑤ 直近1期分の決算関係書類（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は活動内容がわかる書類。）
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。）
- ⑦ 会社の事業概要がわかるパンフレット等【法人の場合】

5 プレゼンテーション審査会（予定）

(1) 開催概要

- ・ 日時：令和5年5月18日（木）午後1時～午後5時
- ・ 会場：宮崎県庁8号館第1会議室
- ・ 方法：現地会場もしくはオンラインによるプレゼンテーション

(2) プレゼンテーションについて

- ・ プレゼン資料は任意様式によります。
- ・ プレゼン時間10分、審査員からの質疑応答10分を予定しています。
- ・ 具体的なプレゼン時間等については4月26日（水）を目処に申請者にお知らせします。
- ・ 応募多数の場合などにおいて、別日でプレゼンテーション審査会を開催する場合がございます。

6 認定事業への支援

認定を受けた事業に対しては、プラットフォーム構成機関が有する支援施策を重点的・集中的に活用し、事業の達成に向けた支援を行います。具体的には食品・メディカル産業推進室が実施する下記の優遇措置を予定しています（令和5年3月時点）。

- ① メディカルバレー推進コーディネーター等による伴走支援の重点化
- ② 宮崎県「医療・ヘルスケア関連機器開発支援事業補助金」審査における加点措置
- ③ 事務局がブース等を設ける展示会・商談会等における優先出展
- ④ 製品紹介等を目的とした海外渡航事業における優先参加

7 その他

- ・ 宮崎県メディカルバレー推進事業に関するその他詳細については「宮崎県メディカルバレー推進事業に関するQ&A」をご参考ください。

8 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部食品・メディカル産業推進室

電話 0985-26-7101（直通） FAX 0985-26-7322

E-mail shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp